

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 7 年 6 月 1 2 日	
愛 知 県 知 事 殿	
提出者	
住 所 愛知県小牧市大字下末字流151-1	
氏 名 D I C株式会社	
小牧工場長 岩下 敦	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0 5 6 8 - 7 5 - 4 8 4 1	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 10 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事 業 場 の 名 称	D I C株式会社 小牧工場
事 業 場 の 所 在 地	愛知県小牧市大字下末字流151-1
計 画 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事 業 の 種 類	1 6 : 化学工業
② 事 業 の 規 模	1 , 8 2 4 , 9 0 0 万円
③ 従 業 員 数	1 8 5 名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	① 中間処理業者に委託して、焼却処分し残渣を路盤材として再利用。 ② 中間処理業者に委託して、燃料化するために再利用

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
廃棄物管理組織 小牧工場長 安全環境委員会 (事務局：安全・環境担当) 廃棄物処理担当部署 (安全環境G) 特別管理産業廃棄物 総務G 安全環境G 品質保証G 運転3G・小牧操縦課 製造1G・製造課 各操縦G Gジュース・アイド・デミカル 高野駐留力会社 製造2G・製造BM製造 排出物管理現場担当者 排出物・廃棄物集積場 製造BM製造課 排出物・廃棄物集積場 法で設置義務のあるもの 指示系統 排出物・廃棄物の流れ			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸
	排 出 量	55.51 t	0.04 t
	(これまでに実施した取組) 洗浄工程の発生抑制実施。不良製品在庫発生抑制。		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸
	排 出 量	55 t	0.05 t
	(今後実施する予定の取組) 洗浄工程での発生及び不良製品在庫発生抑制の継続実施。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引火性廃油：少量荷姿を除き屋内貯蔵所での保管としている。 腐食性廃酸：屋根付きの少量貯蔵所に保管している。		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし		

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 特になし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 特になし。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 特になし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 特になし。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特になし。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特になし。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸
	全処理委託量	55.55 t	0.04 t
	優良認定処理業者への処理委託量	55.55 t	0.04 t
	再生利用業者への処理委託量	34.83 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0.04 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	20.68 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 複数の優良認定処理業者と契約し、適切な処分と再利用化への努力を継続して実施。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	腐食性廃酸
	全 処 理 委 託 量	5 5 t	0 . 0 5 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	5 5 t	0 . 0 5 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	3 4 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 . 0 5 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	2 0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 処分委託先の処分業者への定期的な現地監査を実施し、適切に処分されているかを確認する。県内の優良事業者の契約検討を継続する。		
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル 廃 棄 物 を 除 く 。)	5 5 . 5 5 t	
	(今後実施する予定の取組) 平成30年電子マニフェスト導入済 継続して電子マニフェストシステムを活用して適正な処理に努める。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。